

2023.4.11

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
最近のトピックスをお伝えいたします。

◆こども家庭庁が設立され、「こども・子育て政策の強化」の試案が示される◆

令和5年4月1日、「こどもまんなか」をスローガンとして、こども家庭庁が発足されました。同日に施行された「こども基本法」と、組織編成や関連法令などのほか、令和5年3月31日には「こども・子育て政策の強化について」（試案）が示され、これらに関連する内容について、こども家庭庁公式チャンネルでの動画公開と解説が行われています。（※1）

試案では、少子化対策の基本スタンスと、こども・子育て政策の基本理念のほか、「こども・子育て支援加速化プラン」として今後取り組むべき3年間の検討事項が示されています。就学前児童施設に関連がある事項の主なポイントとしては、

- 待機児童対策等の一定の成果を踏まえ、子育て支援の政策の重点は、量の拡大から質の向上へと移す（※2）
- こどものライフステージを俯瞰しつつ、これまで相対的に対応が手薄であった年齢層を含め全年齢層への切れ目ない支援（※3）
- 社会的養護や障害児支援など、多様な支援ニーズの支援基盤の拡充

などが挙げられています。このほか、育児休業の推奨や短時間勤務時の給付など、子育て世帯へのインセンティブを含めた内容が記載されていますが、具体的な内容の検討と制度化、その財源などは示されていません。

今後のこども家庭庁内及び「こども政策推進会議」等での検討を経て、6月の「骨太の方針2023」までに将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する予定となっているため、より具体的な内容が分かり次第、お知らせいたします。

（※1）こども家庭庁 HP 関連リンク

こども基本法のパンフレット

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf

こども家庭庁組織図概要

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7e61aa5c-b18a-4711-85c4-c28d6822c7eb/e713a82b/20230328_about_r5_soshiki_gaiyou_01.pdf

<こども家庭庁公式チャンネルでの動画>

<https://www.youtube.com/@KodomoKatei>

「こども・子育て政策の強化について」(試案)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/81755c56-2756-427b-a0a6-919a8ef07fb5/545f9b03/20230402_policies_%E3%81%9F%E3%81%9F%E3%81%8D%E5%8F%B0%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf

<概要版>

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/81755c56-2756-427b-a0a6-919a8ef07fb5/987e1f1b/20230402_policies_%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%EF%BC%9E230331%E4%BC%9A%E8%A6%8B%E7%94%A8%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%83%E3%83%97.pdf

<参考資料編>

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/81755c56-2756-427b-a0a6-919a8ef07fb5/f36dc4d4/20230402_policies_%E3%81%9F%E3%81%9F%E3%81%8D%E5%8F%B0_%E5%8F%82%E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99%EF%BC%88%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88%E7%89%88%EF%BC%89.pdf

◆（お知らせ）各自治体・関係省庁などに向けた要望・提言の発信についてなど◆

保育所サポートデスクでは、これまで「待機児童解消」や「保育士確保」などに向けた提言を自治体や関係省庁に対して行ってきましたが、コロナ禍の影響もあり、予測を超えた少子化がさらに進み、各園の経営にも影響を及ぼしつつあります。

今回のこども家庭庁の設置と6月中の「骨太の方針」の発出予定を受け、総合的で質の高い子育て支援策の具体化や、所要財源の倍増を目指すため、これまでの提言を踏まえつつ、この5月初旬を目途に、発足まもない同庁をはじめ、関係方面に対し要望や提言を行う予定です。

また、その続編についても検討を進めることとしており、より多様な視点を踏まえた内容とするため、会員の皆様からもご意見やご提言を募ることといたしました。つきましては、4月21日（金）までに、子育て支援や関連する制度・政策等について、皆様のご提言・ご要望などを、メールにてお寄せください。ご意見等は、続編の検討を進めるうえでの視点や論点の参考とさせていただきます。いただいた内容をそのまま続編に掲載することを目的としてはおりませんので、あらかじめご了承ください。

（事務局より）

保育所サポートデスク事務局の柳でございます。

今後3か年のこども・子育て支援加速化プランが示されましたが、現時点ではまだ具体的な内容が見えにくいいため、その後の議論の深まりと制度化や通知などが待たれます。ただ、その中で特に重点的に示されていることを先に読み込み、自法人において活用できる可能性を探っておくことは一考の余地がありますので、注目した点を紹介いたします。

（※2）子育て支援の政策の重点は、量の拡大から質の向上へ

<1歳児と4・5歳児の職員配置の見直し>

75年もの間、見直しがなかった職員配置基準について、

1歳児 6：1→5：1、4・5歳児 30：1→25：1

への改善を検討することになりますが、職員配置が充実することは良いことです。

ただ、年齢別配置基準（最低基準）の抜本的な見直しとして必置となるのか、それとも、3歳児配置改善加算のような職員が多くいる場合に適用されるものなのか、制度設計によって園の経営や人材の採用・調整などに多大な影響が出るため、今後の議論の注視が必要です。

<保育士等のさらなる処遇改善>

民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討することになっていますが、公定価格はもともと民間給与動向等を踏まえ、改定される仕組みとな

っているため、これ以外のものが拡充されるかどうかを期待したいところです。

なお、人事院勧告は例年 8 月に行われますが、民間企業の 2023 年の賃上げが 3% 程度、大手企業の冬のボーナスの平均が前年比 8.9% 増といったデータもあがっているため、令和 5 年度の人事院勧告も増額が予想されます。

(※3) 全年齢層への切れ目ない支援

妊娠・出産期から 2 歳までの支援の強化として、「出産・子育て応援交付金」(10 万円) について、制度化等を検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援を拡充することが検討されます。

同交付金を活用した取組の実施主体は、市町村(子育て世代包括支援センター)や NPO 等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点のほか、保育園等への委託も可能となっています。必ずしも園が委託を受けられるわけではないですが、新たな可能性を模索する材料になるかもしれません。

その他、以前、オンラインセミナーでお伝えした未就園児を定期的に預かるためのモデル事業について、当面、その拡充を行いつつ、基盤整備を進めるとともに、就労要件に問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」の給付制度の創設が検討されます。現状の一時預かり事業や幼稚園等における未就園教室などが新制度に移行されることもあるため、未就園世帯の時間単位等での受け入れをするケースを含めて検討されておくとよいでしょう。

(参考) 厚生労働省 HP (令和 4 年 11 月 9 日事務連絡)

妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施(出産・子育て応援交付金) について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001066079.pdf>

出産・子育て応援交付金事業の事例集(第 1 版・令和 5 年 3 月 3 日)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/be80930d-51d1-4084-aa3e-b80930646538/e11e1abc/20230401_policies_shussan-kosodate_01.pdf

そのほか、こども家庭庁以外の情報や、令和 5 度 4 月以降に義務・努力義務となるもの等について、続報で配信いたします。

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 050-3488-7866

|||||